

はじめよう!お家の耐震化!!

地震から家族を守るため
鳥取県は住まいの耐震化を応援します





大地震はどこでも起きる可能性があります

○地震被害の現状

鳥取県ではこれまでに、平成12年10月の鳥取県西部地震、平成28年10月の鳥取県中部地震により多数の建物被害が発生しました。また、近年、大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、死者19,765人(令和5年3月1日現在、消防庁)、建物の全壊半壊40万戸以上と未曾有の被害をもたらしました。令和6年1月に発生した能登半島地震は死者245人、建物の全壊半壊2万7千戸以上(令和6年4月1日現在)の被害をもたらし、古い木造の住宅で特に被害が顕著で、多くの方の死因が家屋倒壊だったことが判明しており、住宅の耐震性が劣る住宅が多かったことが被害の拡大につながった可能性があります。



①鳥取地震

・昭和18年 ・住宅: 全壊7164件、半壊6,901件

②鳥取県西部地震

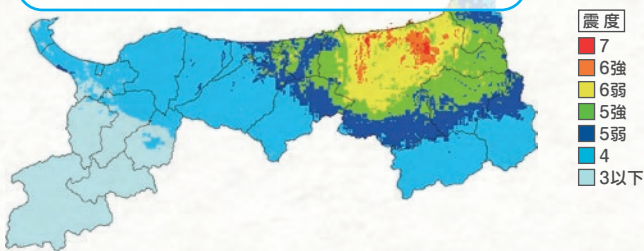
・平成12年 ・住宅: 全壊391件、半壊2,472件

③鳥取県中部地震

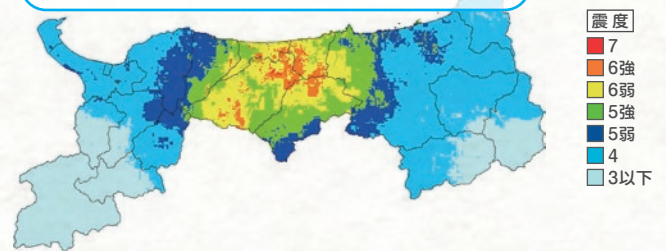
・平成28年 ・住宅: 全壊18件、半壊290件

○鳥取県には地震を引き起こす4種類の断層があります

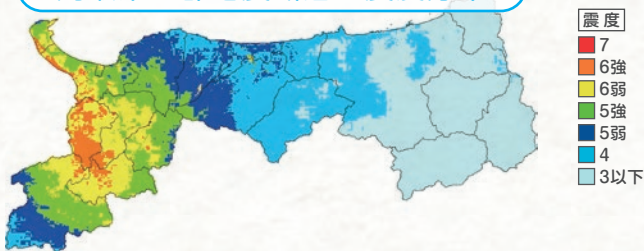
鹿野・吉岡断層の震度分布



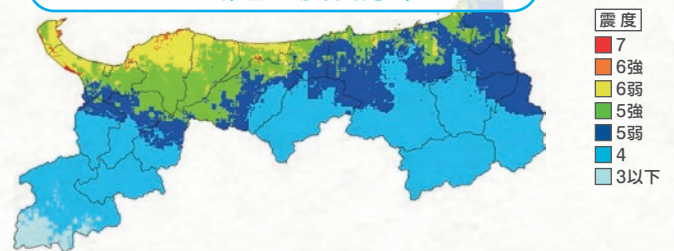
倉吉南方の推定断層の震度分布



鳥取県西部地震断層の震度分布



F55断層の震度分布



○鳥取県の今後の地震予測

鳥取県は、昭和18年の鳥取地震、平成12年の鳥取西部地震、平成28年の鳥取中部地震により大きな被害を受けていますが、鳥取県地震防災調査研究報告(平成30年)では、将来活動が予想され、甚大な被害を及ぼす可能性がある地震として、右の4つの地震が想定されています。

想定地震断層	マグニチュード	人的被害(人) (冬18時)		建物被害(冬18時)			生活支障 (冬18時)
		死者数	負傷者数	破損(棟)		火災	避難者(人)
				全壊	壊半		
鹿野・吉岡断層 (東部)	7.4	790	3,500	7,700	12,000	7,200	40,000
倉吉南方の推定断層 (中部)	7.3	350	1,600	4,000	6,200	1,200	14,000
鳥取県西部地震の断層 (西部)	7.3	200	810	980	3,800	4,400	28,000
F55断層による地震 (鳥取県沖)	8.1	70	890	500	3,800	10	19,000

出典: R元.3月改訂版鳥取県震災対策アクションプラン



地震で恐ろしいのは建物の倒壊です

○死亡原因の8割以上が建物の倒壊!

阪神・淡路大震災、能登半島地震では、犠牲者の8割以上が建築物の倒壊によるものでした。阪神・淡路大震災では亡くなった方の年齢は、高齢者が多い一方で、20代前半の若者も老朽化したアパート等の倒壊でたくさん亡くなりました。能登半島地震では、高齢化率が高く住宅耐震化が進んでいなかった地域で、築年数の古い木造住宅の1階部分が押しつぶされるような被害が多く見られ、家屋倒壊等による直接死者数は阪神・淡路大震災以降3番目に多い状況です。



住宅の耐震改修って何？

○耐震改修工事とは

自然災害(地震)で建物が倒壊するのを未然に防ぐための工事です。耐震診断の結果に基づき、どのように補強すればよいか計画を立て、改修補強工事を行います。

○新耐震・旧耐震の違いとは

新 耐震基準

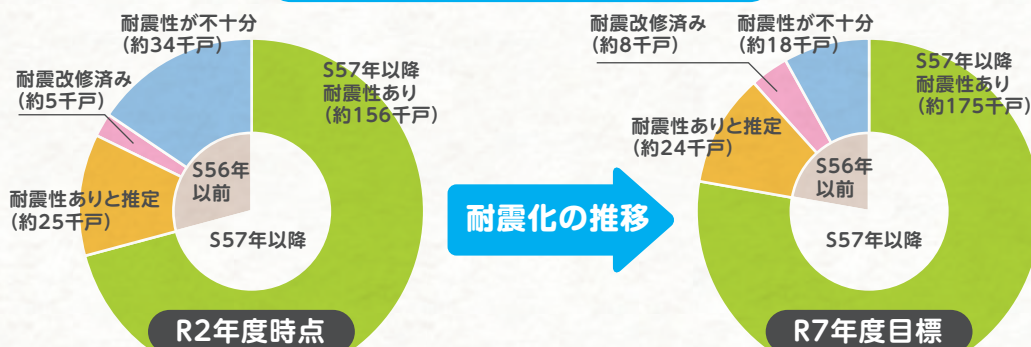
1981年改正。中規模の地震(震度5強弱程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強～震度7程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものです。

旧 耐震基準

1950年制定。震度5強程度の地震でも倒壊しないこととし、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されています。大規模の地震に対しては、特に規定は定められておりません。

○鳥取県では、住宅の耐震化率を推計し、5年後の目標を定めています

住宅の耐震化率の目標



総戸数……………約220千戸
 耐震性あり……………約186千戸
 耐震性不十分……………約34千戸
 ※令和2年の推計値
 現状:耐震化率……………約85%

建替 約15千戸
 除却
 改修 約2.5千戸

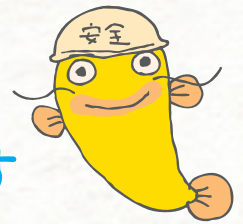
総戸数……………約224千戸
 耐震性あり……………約207千戸
 耐震性不十分……………約18千戸
 ※令和7年の推計値
 目標:耐震化率……………約92%

当県では、地震被害を軽減させるため、令和7年度までに、住宅の耐震化率を92%とすることを目標と定めています。





耐震改修までの流れ



○耐震診断・耐震改修はこのように行います

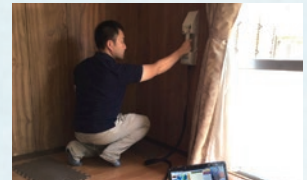
耐震診断・耐震改修設計をセットで行う場合も補助の対象になります。

Step 1 まずは

耐震診断

大地震で倒壊しない耐震性(住宅の強さ)があるか調査し、確認します。耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があるとしてされています。

【診断の状況】



上部構造評価点 (Iw)

=

$\frac{\text{現に住宅が保有している耐力(保有耐力)}}{\text{大地震に対し住宅に必要な耐力(必要耐力)}}$

上部構造評価点は、建物の耐震性能を評価するもので、数値によって下図のように判定されます。

耐震改修により建物の弱点を改善しましょう！

評価1.5以上

評価
1.0以上1.5未満

評価
0.7以上1.0未満

評価0.7未満

倒壊する可能性がある

倒壊する可能性が高い

専門家による診断で実施すること

[一般診断法]

一般診断法では、原則として内外装材をはがさない調査でわかる範囲の情報に基づいて診断します。

1.現地調査で安全性を確認

●外観調査や内観調査→床下点検口や天井点検口から確認●設計図書と建物の照合→増築の有無の確認●図面のない場合→平面図および耐力壁などの位置図の作成

2.調査結果に基づいて建物の構造的見地から診断

●地盤・基礎:地震時に注意すべき事項を記載●建物部分:強さ→建物の重さと壁の強さの比例判別、壁のバランス→壁の数や場所のかたよりなどの判別、老朽度→健全で老朽していないか、腐ったり、白蟻の被害にあっていないか判別

耐震診断に補助金制度があります。詳しくは7ページへ

Step 2 つぎに

耐震改修設計

耐震診断の結果、耐震性が所定のレベルに達していないと判断された場合には、倒壊しないようにどのように補強するか具体的に計画を立てます。そのための設計を耐震改修設計といいます。

【設計の状況】



① 耐震補強設計

1. 補強後の建物の強さ(総合評点)を決めましょう。(理想とする補強:1.5以上 最低限の補強1.0以上)
2. 補強箇所や方法を決めましょう。

② 工事見積

1. 耐震補強設計を基に工事の見積もりを書面でもらい、確認しましょう。
2. 予算を決めましょう。

次項へ

耐震改修設計に補助金制度があります。詳しくは7ページへ

Step 3
最後に

耐震改修工事

耐震診断の結果に基づき補強工事を行います。

工事契約

1. 設計図・仕様書・見積書に自分の希望する内容や価格が示されているか確認しましょう。
2. 不明な場合は、納得がいくまで業者に説明を求めることが重要です。
3. 工事の契約は、記載内容を確認してから必ず書面で契約をしましょう。

【耐震改修前】



【耐震改修後】



耐震改修工事に補助金制度があります。詳しくは7ページへ

まずはどこに
お願いすれば
いいの？

木造住宅の耐震化を行う会社を登録し公表しています。
耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事を依頼する際に参考にしてください。

鳥取県耐震化業者登録制度

鳥取 耐震化業者

検索



○代表的な耐震改修工法

地震力を受け止める耐力壁を設けることは、耐震改修工事の基本的な方法です。補強方法は、筋交いや構造用合板によることが一般的です。

【筋交い新設】

筋交いが無いなど、耐力壁が不足している場合は、耐力壁を増強します。筋交いを新設することでゆがみを防止します。



【合板貼り】

構造用合板を貼り付けることで、剛性を高めます。筋交いと併用することもできます。



【金物取付】

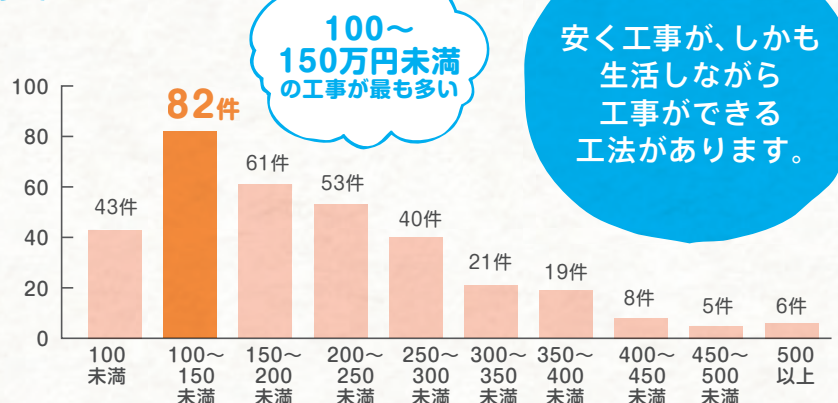
接合部が弱い場合、接合部を金物で補強します。地震の揺れにより、建物が変形すると、最も影響を受ける柱や梁・土台・筋交いの接合部に補強用の金物を追加します。



○住宅の耐震改修工事費について

耐震改修は、100～150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が約187万円以下で行われています。補助制度を活用することで実際に支払う額は、更に少なくなります。

平均的な150万円程度の耐震改修工事で、平成12年5月31日以前建築であれば、**150万円×4/5=120万円(上限)**の補助が受けることができるので、自己負担は30万円で耐震化することができます。



安く工事が、しかも生活しながら工事ができる工法があります。

※木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務[財団法人日本建築防災協会]より

耐震改修工事費(万円)



住宅を強く低コストで工事ができ

住宅の耐震化を安価に、短期間でできる工法があります！
それは「低コスト耐震改修工法」です。

○低コスト耐震改修工法(低コスト工法)とは



- ① 既存の壁や床、天井を壊さずに補強できる。
- ② 外壁撤去を行わずに外部から補強できる。

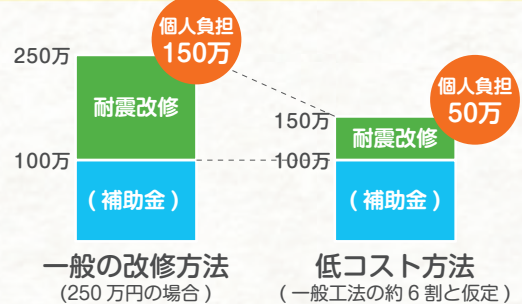
→低コスト工法を採用すると、既存の壁や床等の復旧工事が不要となり、工事費や工期が縮減できます。

壁全体で補強(一般的な工法)	低コスト工法の一例	
①筋かいで補強 ②構造用合板で補強 一般的な工法でも、押入などの仕上げを気にしないでよい箇所を中心に補強するなど、合理的な設計によっても、工事費を抑えることが可能！ (参考)一般的な工法である「①筋かいで補強」とのコスト比較	外から壁を補強 ③外部から金属のブレースで補強 	壁の一部で補強(床や天井を壊さずに施工) ④床と天井の間を構造用合板とL型アルミ型材で補強
		⑤床と天井の間を火山性ガラス質複層板で補強

木造住宅低コスト耐震補強の手引き(愛知建築地震災害軽減システム研究協議会)より作成

○低コスト工法を採用することのメリット

- ① 少ない費用負担で安心を得られる。
- ② 外部工事だけにすることができると、あまり手間がかからず、施工期間も短縮できる。
- ③ 生活にあまり支障が生じることなく工事を行うことができる。



低コスト工法を使った耐震改修はどこに頼めばいいの？

県では、名古屋工業大学高度防災工学センターの協力を得て、低コスト工法に関する事業者向け講習会を平成28年から毎年開催しています。また、県は木造住宅耐震化業者登録制度において業者リストの公表を行っておりますので、低コスト工法で対応が可能かどうかご相談ください。

鳥取 耐震化業者

🔍 検索



る工法があります

○低コスト耐震改修工法を使用した事例

鳥取県では、住宅の耐震改修を促進するため低コスト耐震改修工法の普及に力を入れています。実際に耐震改修が必要な住宅をモデルとし、低コスト耐震改修工法による改修設計・耐震改修を行い、効果を検証しています。

住宅の概要と一般的改修工法と低コスト耐震改修工法との比較

〈モデル住宅概要〉場所：東伯郡北栄町地内／構造：木造2階建て／延床面積：約204㎡／建築年：昭和53年

一般診断法＋一般的改修工法



■耐震改修工事費…4,972,000円(税込)

工事期間：約2カ月

精密診断法＋低コスト耐震改修工法



■耐震改修工事費…2,282,000円(税込)

工事期間：約3週間

工事費228万円 補助金120万円 自己負担108万円

補強の概要



箇所：1階和室
施工：筋交い金物
柱頭・柱脚金物取付



箇所：1階和室
施工：筋交い新設



箇所：1階廊下ホール
施工：低コスト(A-433)
真壁「上下あき」裏残なし



箇所：1階応接室
施工：低コスト(A-433)
真壁「上下あき」裏残なし



赤部分を新規補強

▲…筋交い補強【16カ所】 —…耐力壁補強(面材)【49カ所】

一般的改修工法で補強した場合



赤部分を新規補強

▲…筋交い補強【5カ所】 —…耐力壁補強(面材)【9カ所】

低コスト耐震改修工法で補強した場合



住宅の耐震化には補助金の利用を!

○鳥取県では、住宅の耐震化を応援しています

補助の対象となる住宅とは …… 平成12年5月31日以前に建築された1戸建て住宅

1 『耐震診断』を補助します **最大89,400円補助** 無料診断の制度があります!

→補助要件・補助率と補助額

木造住宅の場合

- 無料診断の場合** ・市町村が耐震診断士を派遣します。
・自己負担はありません。※無料診断を実施していない町村があります。
- 有料診断の場合** ・診断費の2/3、最大89,400円を補助

非木造住宅の場合

・診断費の2/3、最大89,400円を補助

2 『改修設計』を補助します **最大16万円補助**

→補助要件

- ・上記の耐震診断の結果、耐震性が不足すると判断されていること

→補助率と補助額

- ・設計費1/2以内で最大16万円を補助

3 『耐震改修』を補助します **最大120万円補助**

→補助要件

- ・各階のlw値が1.0以上となる工事
- ・各階のlw値が0.7以上となる段階的な工事
- ・1階のlw値が1.0以上となる段階的な工事

→補助率と補助額

- ・工事費の4/5※以内で最大120万円を補助
※過去に改修設計に補助金を利用している場合補助率が異なる場合があります。

注意

- ・契約前に補助金の申請を行う必要があります。
- ・補助内容は市町村により異なる場合があります。詳細は最後のページの各市町村窓口までお問合せ下さい。

○建替、除却にも補助します

建替 **最大120万円補助**

平成12年5月31日以前に建築された1戸建て住宅のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定されたものについて最大で120万円補助します。

※工事費の4/5を補助します。

除却 **最大83.7万円補助**

平成12年5月31日以前に建築された1戸建て住宅のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定されたものについて最大で83.7万円補助します。

※工事費の23%を補助します。

※耐震診断は、建築士等が実施するものほか、国が定める耐震診断調査票による調査でも可能です。

補助金の申請窓口は市町村になります。(最後のページを参照) 補助内容は市町村によって異なる場合があります。



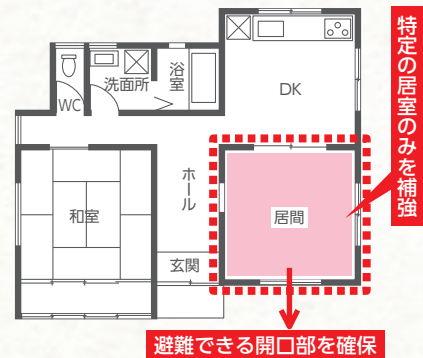
耐震改修以外にも補助金が利用できます

○居室単位の改修工事に補助します

最大100万円補助

平成12年5月31日以前に建築された一戸建て住宅のうち、特定の居室(直接外に避難できる等条件あり)を限定にしてlw 1.5以上を確保する居室単位の改修工事に最大100万円を補助します。

※工事費の4/5を補助します。



○耐震シェルター設置を補助します 最大83.7万円補助

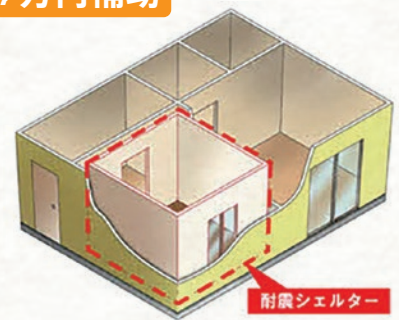
地震による住宅の倒壊から命を守るための部屋型の装置のことを言います。平成12年5月31日以前に建築された一戸建て住宅のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定されたものについて最大で83.7万円補助します。

※工事費23%を補助します。

現に高齢者等が居住する住宅の場合は、建築時期を問わず最大80万円を補助します。

※工事費の4/5を補助します。

※高齢者等…高齢者、障がい者または要介護者等もしくは避難行動要支援者。

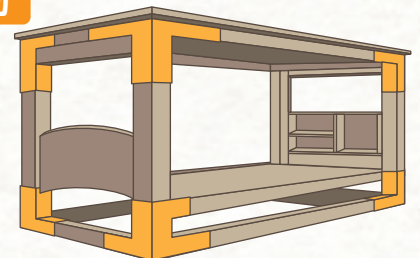


○耐震ベッド設置を補助します 最大50万円補助

耐震性の有無を問わず現に高齢者等が居住する住宅に、就寝中の安全を確保するため耐震ベッド(金属製フレーム等で上部を覆ったベッド)を設置するものには最大50万円補助します。

※耐震ベッドは国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものに限りです。

※工事費の4/5を補助します。



○非構造部材の耐震対策を補助します 最大30万円補助

窓ガラスや天井などのことを言います。耐震性のある一戸建て住宅について、最大で30万円補助します。

※耐震性が不足する住宅は本補助を受けることができませんが、住宅耐震改修工事を行う場合は非構造部材の耐震対策を含めて補助を受けることができます。

耐震対策はご予算や工事範囲に応じて選択できます

区分	全体改修	段階的改修	居室単位改修	耐震シェルター 耐震ベッド
イメージ	 lw1.0以上 lw1.0以上	 予算に併せて将来的に 残りの補強を実施 lw1.0以上 ※1段階目では住宅全体で lw0.7以上とすることも可	 lw1.5以上	 シェルター ・ ベッド



省エネルギーリフォームにも補助金を利用できます

○省エネ改修も補助の対象になります

最大70万円補助

→補助要件

- ・耐震改修を併せて行うこと又は耐震性を有していること
- ・改修後の省エネ性能が省エネ基準又はZEH水準に適合すること

※耐震性を有している住宅とは、旧耐震基準で耐震改修済又は耐震診断で耐震性を確認している住宅、並びに新耐震基準の住宅のことです。

→補助率と補助額

- ・省エネ基準に適合する場合、工事費の2/5以内で最大30万円
- ・ZEH水準に適合する場合、工事費の4/5以内で最大70万円

省エネルギーリフォームに併せて、住宅の耐震化もご検討ください！

その他にも住宅リフォームへの支援制度があります

※耐震改修の補助金との併用は、対象経費が明確に区分できる場合に限りです。

①県産木材を活用したリフォーム (とっとり住まいる支援事業)

一定量以上の鳥取県産木材を使用して住宅を改修する場合に、最大50万円を支援する制度があります。



③空き家の利活用 (空き家利活用流通促進事業)

空き家を改修して利活用する場合に、最大60万円(住宅以外に転用する場合は最大100万円)を支援する制度があります。



②高断熱のリフォーム (とっとり健康省エネ住宅改修支援事業)

県独自の省エネ基準を満たす省エネ改修をする場合、最大150万円を支援する制度があります。



	国の省エネ基準	ZEH	Re NE-ST (改修基準)	とっとり健康省エネ住宅性能基準「NE-STな家」		
				T-G1	T-G2	T-G3
備考	次世代基準 (H11年)	2020年標準 政府推進	健康を守るための 既存改修のレベル	冷暖房費を迎える ために必要な 最低限のレベル	経済的で快適に 生活できる 推奨レベル	優れた快適性を 有する 最高レベル
断熱性能U _A 値※1	0.87	0.60	0.48	0.48	0.34	0.23
気密性能C値※2	-	-	-(推奨1.0)	1.0	1.0	1.0
冷暖房費削減率	0%	約10%削減	約30%削減	約30%削減	約50%削減	約70%削減
世界の省エネ基準 (U _A 値)との比較	寒 今の日本	日本の省エネ基準は努力義務ですが 欧米では義務化されている ●日本(0.87)		今の欧米	●フランス(0.36) ●ドイツ(0.40) ●英国(0.42) ●米国(0.43)	暖

※1_建物外表面から外部に逃げる熱量を示す指標、値が小さいほど熱が逃げにくく、断熱性、省エネ性が高い。

※2_建物の床面積当たりの隙間面積を示す指標、小さいほど気密性が高い。

請求書払い制度・代理受領制度について

市町村によっては、工事費のお支払い前に補助金を交付したり、施工業者へ直接補助金を交付することで、補助金相当額の資金をご準備いただくなくてもよくなる制度を設けている場合があります。詳細はお住まいの市町村へお問い合わせください。



耐震化は家だけじゃない！

お宅のブロック塀は大丈夫ですか？

○ブロック塀も点検をしてみませんか？



平成30年6月18日に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。ブロック塀の倒壊は人命に関わる重大な事故を招き、避難、消火、救助活動の支障となることから、地震の教訓を生かし、鳥取県は市町村と連携して、危険ブロック塀の撤去、フェンス又は生垣への軽量化による改修をすすめています。

危険ブロック塀とは、右記の国土交通省が発表した「ブロック塀等の点検のチェックポイント」に一つでも不適合があるブロック塀です。

ブロック塀等の点検のチェックポイント→

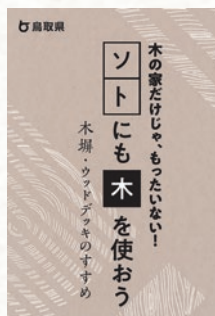


○鳥取県では、ブロック塀より軽量な木塀への改修をすすめています

木塀の魅力



木材で作られた塀などの囲いのことをいい、軽量で自由なデザイン性と独特のあたたかみがあり、木造住宅との相性もよいことから、街並みと調和した美しい景観を生み出すことができます。



鳥取県では木塀の魅力や事例を紹介したパンフレットを作成しています。是非ご覧ください！



○ブロック塀等の撤去、改修を補助します

鳥取県では、危険なブロック塀等に対して、撤去を行い、その後に木塀や生垣など軽量なものに改修を行うものについて、補助します。

補助の対象

不特定多数の者が通行する道路に面しており、危険と判断される高さが60cmを超えるコンクリートブロック塀、レンガ・石造りの塀などを対象とします。

除却 (工事費の2/3を補助します。)		改修 (工事費の1/3を補助します。)	
不特定の者が通行する道に面したブロック塀	避難路沿いに面したブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	避難路沿いに面したブロック塀
補助単価: 18千円/m		補助単価: 25千円/m	
最大15万円 (最大30万円)	最大30万円 (最大60万円)	最大10万円	最大20万円

※括弧内は、ブロック塀の撤去に併せて、基礎を撤去する場合の最大補助額



屋根瓦の耐風・耐震対策

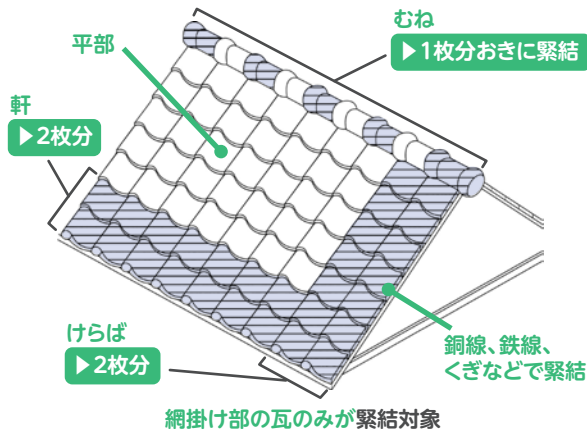
○令和4年1月から屋根瓦の基準が変わりました!

近年、台風や地震により屋根瓦が脱落する被害が発生していることを受けて、令和4年1月から、瓦の留付け方法に関する基準が強化されました。

基準改正の内容

軒、けらば：端部から2枚までの瓦
むね：1枚おきの瓦

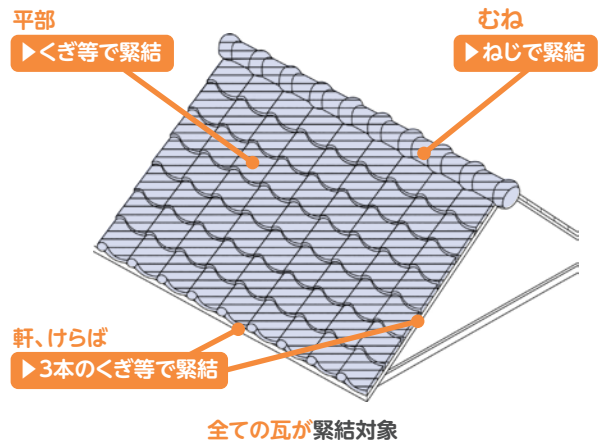
これまで



このような留付けの瓦屋根に
台風や地震で多くの被害が発生

軒、けらば、むね、平部：全ての瓦

令和4年
1月1日~



令和4年1月から、新築時には
上記の工法による留付けを義務化

屋根瓦の安全性のチェックポイント

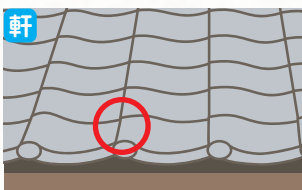
ご自身の住宅の屋根瓦が地震や台風の発生時に安全かどうか、まずは地上からの目視や図面で点検してみましょう。
以下のいずれかひとつでも該当する場合は、専門家にご相談ください。

- 2001年より前に建てられた瓦屋根の建築物で、2001年以降に屋根が改修されていない。
- 瓦にズレや浮き上がりが生じている
- 瓦が著しく破損している
- 瓦の各部位の緊結方法が下図のような場合

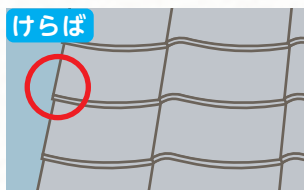
瓦にズレや浮き上がりが生じている例



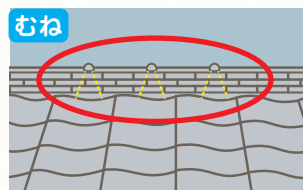
瓦が著しく破損している例



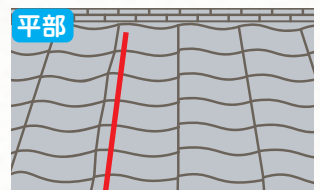
瓦にビス・銅線等による緊結がない



瓦にビス・銅線等による緊結がない



瓦にボルト・ビス等による緊結がない



瓦の配置が蛇行しており、留め付けがされていない可能性が高い

○鳥取県では屋根瓦の耐風・耐震対策を進めています

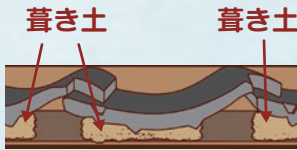
平成28年の鳥取県中部地震では、屋根瓦が落下・飛散する被害が多数発生しました。鳥取県は、台風や地震などの災害による屋根瓦の被害を軽減するため、屋根瓦の耐風・耐震対策を推進しています。



【屋根の軽量化工事】

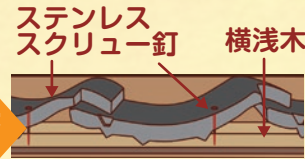
土葺き屋根から棧瓦葺き屋根への改修工事

土葺瓦



- 特徴**
- ・瓦と大量の土により重量が重い
 - ・土の上に瓦を置く工法(釘等で留めない)
 - ・経年により土の耐久度が低くなり瓦が落ちやすい

棧瓦

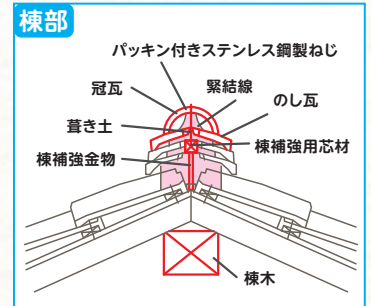
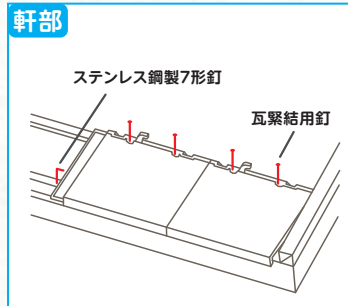


- 特徴**
- ・下地の上に敷いた木材へ、瓦のツメを引っかけて釘などで固定
 - ・土葺瓦に比べて軽量、瓦が落ちにくい

改修

ガイドライン工法による瓦の全数緊結による補強が必要です

- ・平部はすべての瓦をくぎ等で緊結
- ・軒部やけらば部は尻部の2箇所を釘やねじで緊結。さらに棧山をねじ又は緊結線で留付け
- ・棟部は下地に緊結した補強金物に芯材を取り付けたうえで、冠瓦をねじで芯材に緊結等



○屋根瓦の耐風・耐震対策に補助します 最大55.2万円補助

鳥取県では、屋根瓦の安全性を確認するため専門家に依頼して耐風診断したり、屋根瓦の留付け方法を基準に適合させるための耐風改修工事や屋根を軽量化する耐震改修工事を行うものについて補助します。

項目	補助対象事業	補助率、補助額
耐風診断	かわらぶき技能士、屋根工事技能士等による、屋根瓦の基準への適合状況や劣化状況等の耐風診断	補助率2/3 最大2.1万円
耐風改修	基準に適合しない屋根瓦について、所要の耐風性能を有する屋根に葺き替える耐風対策工事	補助率23% 最大55.2万円
耐震改修	屋根の軽量化等の耐震対策工事	補助率1/3 最大30万円

全日本瓦工事業連盟のホームページから、全国の優良な瓦工事業者や瓦屋根診断士等の有資格者が在籍する工事店を検索できます

※改修工事は「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいて施工する必要があります。





補助金以外にも強い味方がいます！

○耐震改修を支援する借入・保険制度

鳥取県・株式会社鳥取銀行・損害保険ジャパン株式会社は住宅耐震化の推進に関する協定を締結し、県内の住宅耐震化を促進します。

① リフォームローン(株式会社鳥取銀行) 年▲0.20%差し引き

住宅耐震リフォームローンの金利引き下げ制度のある金融機関があります。
鳥取銀行では、新型リフォームローンのご融資取組みに際し、住宅の耐震・免振に関する上記の補助金を利用される方には、年▲0.20%差し引かれます。



② 地震保険の割引

耐震改修工事を行い、地震保険の割引の適用条件をご提出いただくと、割引を適用できる可能性があります。

○税制上の特例制度

旧耐震基準の住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った方を対象に、所得税や固定資産税を減額する税制上の特例措置があります。

① 住宅ローン減税(所得税)

償還期間10年以上の借入金により耐震改修を含む増改築等のリフォームを行う場合、年末のローン残高の0.7%が所得税から10年間控除される制度があります。

控除対象借入限度額	控除率	控除期間	所得税からの控除限度額
2,000万円	0.7%	10年間	140万円

※所得税から控除しきれない場合、住民税から控除されます。

② 耐震改修促進税制(所得税・固定資産税)



耐震改修工事を完了した年の属する年度分の**所得税が一定額控除**されます。

以下の①～③の合計額が所得税から控除されます。

- ① 標準的な耐震改修工事費※で250万円を超えない範囲の10%
- ② 標準的な耐震改修工事費※で250万円を超える部分の5%
- ③ 耐震改修と併せて行う増改築工事費の5%

※基礎、壁、屋根等の各部分について国が定める床面積あたりの工事費用



耐震改修工事を完了した年の翌年度から1年度分の家屋に係る**固定資産税が1/2に減額**されます。

※床面積の120㎡を上限。

詳しくは、最寄りの税務署(所得税)、市町村(固定資産税)までお問い合わせください



日頃からできる耐震対策を！

○住宅を耐震化したら、お部屋の中の耐震対策を行いましょう

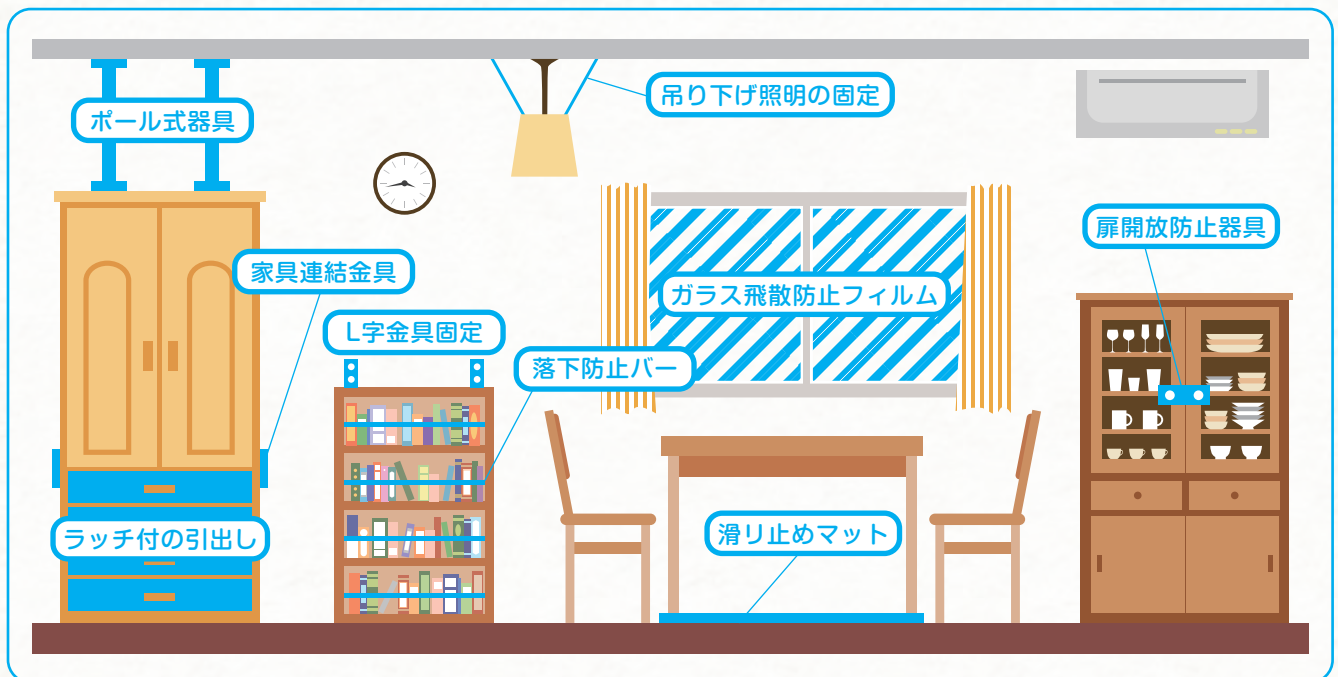
近年発生している大地震では、家具類の転落や落下物により多数の負傷者が出ています。耐震性のある住宅でも、日頃から家具の固定や配置の見直しなどの対策を行い、お部屋の安全性を高めましょう。

① 家具の固定

大地震時には家具が転倒する危険性があります。

背の高いタンスなどの家具は、ポール式器具を用いて天井と固定することができます。背の低い家具はL字金具を用いて壁と固定することが有効です。

また、食器棚や本棚などは収納している食器や本が落下する危険性があるので、落下防止バーや扉解放防止器具を用いて、中のものが飛び出さないようにしましょう。



② 家具の配置

寝室や子ども部屋など、家族やお子さんが長時間過ごす部屋には、固定していない家具を置かない、背の低い家具だけを置くなど、地震時の危険が少なくなるように工夫しましょう。

また、万が一家具が倒れてきた際、寝ている人や座っている人にぶつかったり、出入口をふさいでしまうことがないように、家具の向きや配置にも気をつけましょう。

○防災マップを確認して、地震の発生に備えましょう

市町村では地震の揺れやすさや、津波、土砂崩れなどの2次災害の危険性、被災時の避難場所や避難経路などの情報を地図上に示した、防災マップやハザードマップを作成しています。日頃から防災マップ等で、お住まいの地域の災害時の危険性や、被災時にどこに避難すればよいかを確認して、いざというときに備えておきましょう。



鳥取県ホームページ

耐震に関する補助制度の詳細については、 下記の窓口へご相談ください。

■「市町村」制度に関するお問合せ・補助金の申請書提出先・補助制度創設状況

補助制度創設状況(令和6年5月時点)

お住まいの管轄	市町村窓口	電話番号	耐震診断		改修設計	改修・耐震 建替	除却	省エネ改修	居室単位 改修	屋根瓦		耐震 シエルト	高齢者等特例		非構造部材 耐震対策	ブロック塀 耐震対策	
			有料	無料						耐風 対策	耐震 対策		耐震 シエルト	耐震 ベッド			
東部地区	鳥取市 都市整備部建築指導課	0857-30-8362	●	●	●	●	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●
	岩美町 総務課	0857-73-1411	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	-	-	●
	若桜町 総務課	0858-82-2211	●	●	●	●	●	-	-	-	●	-	-	-	●	-	●
	智頭町 地域整備課	0858-75-4113	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
	八頭町 総務課防災室	0858-76-0203	●	●	●	●	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	●
中部地区	倉吉市 建設部建築住宅課	0858-22-8175	●	●	●	●	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	●
	三朝町 建設水道課	0858-43-3502	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	湯梨浜町 建設水道課	0858-35-5312	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	-	-	●	●	●
	琴浦町 建設住宅課	0858-55-7805	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
	北栄町 地域整備課	0858-37-3117	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
西部地区	米子市 都市整備部建築相談課	0859-23-5227	●	●	●	●	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	●
	境港市 建設部建築営繕課	0859-47-1062	●	●	●	●	●	-	※	-	-	※	※	※	-	-	●
	日吉津村 総務課防災危機管理室	0859-27-5950	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	※	※	-	-	●
	大山町 総務課	0859-54-5201	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
	南部町 総務課	0859-66-3112	●	-	●	●	●	-	-	-	●	●	-	-	-	-	●
	伯耆町 総務課	0859-68-3111	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	●	●	-	-	●
	日南町 総務課	0859-82-1111	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
	日野町 建設水道課	0859-72-0350	●	●	●	●	●	-	●	-	●	●	●	●	●	●	●
江府町 総務課	0859-75-2211	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	

※…今後創設予定

■「県」耐震化の相談・制度に関するお問合せ先

〈東部地区〉 東部庁舎 東部建築住宅事務所 電話 0857-20-3648
 〈中部地区〉 中部総合事務所 建築住宅課 電話 0858-23-3235
 〈西部地区〉 西部総合事務所 建築住宅課 電話 0859-31-9753

■「県」耐震ケースマネジメント 専門家派遣制度に関するお問合せ先

専門家をあなたのお宅へ派遣します! 申込は上記市町村窓口へ

耐震ケースマネジメントとは、木造住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者のご依頼に応じて専門家(建築士、宅地建物建物取引士、ファイナンシャル・プランナー)を派遣し、耐震化に関する相談を無料で行う事業です。

鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 住宅政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 TEL:0857-26-7697 FAX:0857-26-8113
 E-mail: jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

発行: 鳥取県生活環境部 暮らしの安心局 住宅政策課